

お申込みのご案内（お申込みいただく前に必ずお読みください）

＜募集型企画旅行契約＞

この旅行は一般社団法人大山観光局大山ツアーデスク（鳥取県西伯郡大山町大山24-7 鳥取県知事登録旅行業第2種-70。以下「当方」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当方と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また旅行条件は、下記による他、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当方旅行業約款募集型企画旅行契約の部になります。

＜旅行のお申込み及び契約成立時期＞

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込みください。
- (2) 旅行契約は、当方が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

＜旅行代金のお支払＞

旅行代金は、ツアー当日に現金を集金いたします。

＜旅行代金に含まれるもの＞

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻し致しません。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません）

＜特別補償＞

当方は、当方または当方が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。・

死亡補償金：1500万円・入院見舞金：2～20万円・通院見舞金：1～5万円・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（補償対象品1個あたり10万円限度とします）

＜お客様の責任＞（抜粋）

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込み店に申し出なければなりません。

＜事故等のお申し出について＞

旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに同行の添乗員、現地係員、運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社、またはお申込み店にご通知下さい。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい。）

＜個人情報の取り扱いについて＞

当方は、旅行申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

大山ツアーデスク <鳥取県知事登録旅行業第2-70号>

鳥取県西伯郡大山町大山24番地7

電話 0859-48-6123

総合旅行業務取扱管理者 田中和美

『心いみいる境旅』 参加申込み書

（申込締切：2/15（日））

ふりがな 名前		年齢		性別	
住所	〒				
電話		携帯電話			
ふりがな 名前		年齢		性別	
住所	〒				
電話		携帯電話			
ふりがな 名前		年齢		性別	
住所	〒				
電話		携帯電話			

【申込・問合せ先】



一般社団法人大山観光局 大山ツアーデスク 〒689-3318 鳥取県西伯郡大山町大山24-7
電話：0859-48-6123 FAX：0859-48-6124
MAIL：d-tour@sea.chukai.ne.jp
URL：http://www.daisen.jp/tourdesk/